

環水大第 110520001 号

平成 23 年 5 月 20 日

都道府県・大気汚染防止法政令市

(東北電力(株)及び東京電力(株)の電力圏内)

大気保全担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

平成 23 年夏期の電力需給対策としての非常用施設及び
常用施設の取扱いについて

今般の東日本大震災に伴う夏期の電力需給対策に関し、平成 23 年 5 月 13 日に開催された電力需給緊急対策本部において、電気事業者との契約電力が 500kW 以上の大口需要家に対し、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 27 条に基づく電気の使用の制限を行う方針が示されました。

このような状況に鑑み、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づくばい煙発生施設のうち、ガスタービン、ディーゼル機関等の非常用施設について、電力需給ギャップが生ずると想定される平成 23 年の夏期においては、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、電力需要者が平成 23 年夏期の電力需給対策の一環として常用の自家発電施設を活用する場合は、同法第 4 条第 1 項の規定に基づく上乗せ規制の取扱いについて、同規定の趣旨及び地域ごとの実情を踏まえた対応を行っていただきますよう申し添えます。

記

1. 「ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について」（昭和 62 年 11 月 6 日付環大規第 237 号。以下「通知」という。）の別紙(5)⑤において、「電気事業者が送電系の不安定に起因して発生する停電事故等を防止するために要請する使用電力削減に対して専ら用いられる需用者の施設」を非常用施設の例示のひとつとして掲げたところであるが、平成 23 年夏期の電力需給対策においては、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限が行われたことをもって、通知別紙(5)⑤の電気事業者による使用電力削減要請がなされたものとみなすこととすること。

小口需要家（契約電力 500kW 未満の事業者）は、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限の対象とはならないことから、小口需要家が設置する非常用施設については、この取扱いを行わないものであること。

2. 非常用施設であるガス機関及びガソリン機関については、平成 23 年夏期の電力需給対策においては、「ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について」（平成 2 年 12 月 1 日環大規第 385 号）別紙に掲げるもののほか、電気事業法第 27 条に基づく電気の使用の制限が行われた大口需要家が設置する施設も含むものとする。

3. 上記の非常用施設の稼働時間は、大口需要家における電力需要の状況及び電力対策自主行動計画の内容に加え、気象条件及び施設の規模、ばい煙等の濃度等環境負荷に係る要素を総合的に勘案し、必要最小限の時間であること。

また、気象条件等により使用する電力量が少なく、上記の非常用施設を稼働させる必要が生じない日は、稼働させないこととすること。

環大規第237号
昭和62年11月6日

各都道府県・各政令市大気規制担当部局長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての
留意事項について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第361号。）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和62年総理府令第53号。以下「改正府令」という。）並びに昭和56年9月環境庁告示第82号及び昭和56年9月環境庁告示第83号を改正する環境庁告示（昭和62年11月環境庁告示第63号及び昭和62年11月環境庁告示第64号。）の施行については、昭和62年11月6日付環大規第235号をもって、大気保全局長より通達したところであるが、同通達において別途通知することとされている事項及びその他の事項については下記のとおりであるので、これに留意の上、法令の円滑な施行が図られるよう遺憾なきを期されたい。

記

第一 非常用施設の取扱いについて

- 1 改正府令に規定する非常用施設（以下「非常用施設」という。）の区分に当たっては、停電時、災害時、事故時に用いられる施設であつて、別紙に例示したものを参考にすること。
- 2 非常用施設に係る届出の記載方法については、別添の「非常用ガスタービン、ディーゼル機関に係る届出書の記入について」を標準とすること。
- 3 非常用施設に係る届出については、届出受理に係る事務の円滑、迅速な遂行に努めるとともに、届出に係る事項の内容が相当であると認められた時には、当該施設の実情を勘案し、速やかに大気汚染防止法第十条に規定する実施制限期間を短縮する措置を講ずるよう努めること。
- 4 非常用施設に係る燃料使用基準については、当該施設に対する排出基準が適用猶予されていることにかんがみ、その適用を猶予することが適当であること。

5 (削除)

6 (削除)

7 非常用施設に係る緊急時の措置については、都道府県で定める緊急時対策の実施要項において、これら施設の運用状況等にかんがみた適切な適用方法を定めておくこと。

第二 試験・研究用施設等の取扱いについて

今回追加されたガスタービン、ディーゼル機関のうち、試験・研究用施設における試験、整備工場における整備・点検等のために一時的に置かれて使用されるものについては、大気汚染防止法第二条第二項の「ばい煙発生施設」としては、取り扱わないこととすること。

以下に示すガスタービン、ディーゼル機関

- (1) 洪水防御のために設けられる次の施設に専ら用いられるもの
 - ① 水門
 - ② 樋門
 - ③ 樋管
 - ④ 閘門
 - ⑤ 排水機場
 - ⑥ 湯水機場、ダム及び堰の呼び発電施設及予備動力施設
 - ⑦ 水災防御用の無線施設等の予備発電施設
- (2) 次の非常用道路設備
 - ① 災害時においてトンネル内の換気、照明を行うための発電施設に用いられるもの
 - ② 災害時等においてトンネル、堀割、アンダーパス等における排水施設及び排水を行うための発電施設に用いられるもの
 - ③ 災害時等においてインターチェンジにおける道路管理を行うための発電施設に用いられるもの
- (3) 次の非常用の建築設備
 - ① 専ら予備電源として用いられることが、建築基準法第六条第三項により確認され、又は同法第十八条第三項により通知されたもの
 - ② 専ら建築基準法施行令第五章第三節に定める排煙設備として用いられるもの
 - ③ その他非常用の建築設備として、災害時、事故時、停電時のみに用いられることが確実なもの
- (4) 下水道施設であつて災害防止のために用いられるもの及び予備発電施設に用いられるもの
- (5) 次の非常用施設
 - ① 河川、農業用排水路等に設置される排水機場で用いられるものであつて常用発電の用に供さないもの
 - ② 農業用揚水機場に設置される常用発電に供さないもので連続干天により農作物被害が発生する恐れのある場合に専ら用いられるもの
 - ③ ダム、頭首工、水門等のゲート開閉のための予備動力設備又は予備電源装置として専ら用いられるもの
 - ④ 供給予備力の急激な低下等が生じ、系統不安定をもたらす場合及び送電系統事故の場合に用いられる電気事業者の施設
 - ⑤ 電気事業者が送電系統の不安定に起因して発生する停電事故等を防止する

ために要請する使用電力削減に対して専ら用いられる需用者の施設

- ⑥ 砂糖キビの製糖工場において自家用発電施設の事故時に専ら用いられるバックアップ施設として併設している自家発電施設であって通常時は停止しているもの
- ⑦ 電気事業法施行規則別表第二に定める非常用予備発電装置に専ら用いられるもの
- ⑧ 消防法令及び石油コンビナート等災害防止法令に基づく非常用電源又は非常用動力として専ら用いられるもの
- ⑨ 電気通信事業法に基づき設置している自家用発電機等電気通信事業において使用される非常用発電装置、放送事業等において使用される非常用発電装置に用いられるもの

環大規第385号
平成2年12月1日

各都道府県・各政令市大気規制担当部局長 殿

環境庁大気保全局大気規制課長

ガス機関及びガソリン機関に係る規制に当たっての留意事項について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第320号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（平成2年総理府令第58号。以下「改正府令」という。）並びに昭和56年9月環境庁告示第82号及び昭和56年9月環境庁告示第83号を改正する環境庁告示（平成2年12月環境庁告示第95号及び平成2年12月環境庁告示第96号）の施行については、平成2年12月1日付け環大規第384号によるほか、左記の事項に留意の上、これらの円滑な施行が図られるよう遺憾なきを期されたい。

記

第一 非常用設備の取扱いについて

- 1 改正府令に規定する非常用施設（以下、「非常用施設」という。）の区分に当たっては、停電時、災害時、事故時に専ら用いられる施設であって、別紙に例示したものを参考にすること。
- 2 非常用施設に係る届出の記載方法については、別添の「非常用ガス機関、ガソリン機関に係る届出書の記入について」を標準とすること。
- 3 その他非常用施設の取扱いについては、昭和62年11月6日付け環大規第237号の記載1の3から7までと同様とすること。

第二 試験・研究用施設等の取扱いについて

試験・研究用施設等の取扱いについては、昭和62年11月6日付け環大規第237号の記載2と同様とすること。

第三 (削除)

第四 マルチフルエンジンの届出について

マルチフルエンジンについては、当該施設が一般的に常用ではガス機関として使用され、非常時においてはディーゼル機関として使用されることにより、常用ガス機関及び非常用ディーゼル機関としての届出等が必要となるが、非常用施設の使用実態にかんがみ、当面常用ガス機関としての届出の際に、非常時においてディーゼル機関として使用される旨を届出様式の別紙2「ばい煙発生施設の使用の方法」の参考事項の欄に併記することで足りること。

以下に示すガス機関、ガソリン機関

(1) 次の非常用道路設備

- ① 災害時等においてトンネル内の換気、照明を行うための発電施設に用いられるもの
- ② 災害時等においてトンネル、掘割、アンダーパス等における排水施設及び排水を行うための発電施設に用いられるもの
- ③ 災害時等においてインターチェンジにおける道路管理を行うための発電施設に用いられるもの

(2) 次の非常用建築設備

- ① 専ら予備電源として用いられることが、建築基準法第六条第三項により確認され、又は同法第十八条第三項により通知されたもの
 - ② 専ら建築基準法施行令第五章第三節に定める排煙設備として用いられるもの
 - ③ その他非常用の建築設備として、災害時、事故時、停電時のみに用いられることが確実なもの
- (4) 消防法令及び石油コンビナート等災害防止法令に基づく非常用電源、非常用動力又は予備動力源として専ら用いられるもの